

◆連結

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3か月以上延滞エクスポージャー	
	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度	2018年度	2019年度
国 内	370,557	374,998	138,705	137,325	117,581	112,188	-	-	1,440	1,226
国 外	6,713	7,916	-	-	6,701	7,900	-	-	-	-
地 域 別 合 計	377,271	382,914	138,705	137,325	124,282	120,089	-	-	1,440	1,226
製 造 業	38,131	38,879	15,266	15,118	22,506	23,505	-	-	118	148
農 業、林 業	1,602	1,762	1,602	1,761	-	-	-	-	45	20
漁 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	9	10	9	10	-	-	-	-	-	-
建 設 業	19,627	19,716	17,586	17,436	1,899	2,183	-	-	289	137
電気・ガス・熱供給・水道業	9,755	9,523	-	-	9,703	9,402	-	-	-	-
情 報 通 信 業	1,826	2,126	-	-	1,703	2,002	-	-	-	-
運 輸 業、郵 便 業	14,277	14,950	9,640	9,465	4,604	5,413	-	-	148	125
卸 売 業、小 売 業	18,877	19,910	14,927	15,457	3,706	4,240	-	-	132	49
金 融 業、保 険 業	114,763	123,151	6,292	6,290	21,679	19,081	-	-	-	-
不 動 産 業	16,741	16,193	12,217	11,472	4,503	4,702	-	-	271	512
物 品 賃 貸 業	541	455	541	455	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	246	301	245	301	-	-	-	-	0	-
宿 泊 業	209	198	209	198	-	-	-	-	-	-
飲 食 業	2,251	2,254	2,250	2,252	-	-	-	-	70	38
生活関連サービス業、娯楽業	2,189	2,058	2,188	2,057	-	-	-	-	160	48
教育、学習支援業	774	674	774	674	-	-	-	-	-	-
医 療、福 祉	4,004	2,909	4,002	2,908	-	-	-	-	23	22
その他のサービス	9,494	10,791	8,591	9,487	901	1,303	-	-	45	36
国・地方公共団体等	56,646	51,734	3,502	3,424	53,073	48,253	-	-	-	-
個 人	38,877	38,574	38,830	38,533	-	-	-	-	134	86
そ の 他	26,421	26,738	26	20	-	-	-	-	-	-
業 種 別 合 計	377,271	382,914	138,705	137,325	124,282	120,089	-	-	1,440	1,226
1 年 以 下	81,559	105,255	38,006	40,411	15,258	15,904	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	100,826	79,534	26,375	24,795	27,463	21,516	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	37,786	36,854	17,807	17,250	19,958	19,553	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	29,371	31,818	11,735	11,227	17,490	20,230	-	-	-	-
7 年 超 1 0 年 以 下	51,830	45,846	12,337	12,106	39,355	33,615	-	-	-	-
1 0 年 超	30,934	34,729	26,170	25,445	4,755	9,269	-	-	-	-
期間の定めのないもの	44,960	48,874	6,269	6,089	-	-	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	377,271	382,914	138,705	137,325	124,282	120,089	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、その他資産、無形固定資産、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。